

長期収載品の選定療養について

令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

【選定療養費の対象となる医薬品について】

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ・ 後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

【対象から除外されるケース】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

【自己負担額について】

長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から2分の1

※通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただく仕組みです。

※選定療養費には消費税もかかります

（例）先発医薬品が1錠100円、ジェネリック医薬品が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を選定療養費としてお支払いいただきます。